

令和 5 年度

対馬市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

対馬市監査委員



## 令和5年度対馬市健全化判断比率等審査意見書

### 第1 審査の対象

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和6年8月19日から同年8月21日まで

### 第3 審査の方法

市長から提出された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかについて、決算書類及び証拠書類等と照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して審査した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠し適正に作成されているものと認められた。

各比率については、次のとおりである。

## 1. 健全化判断比率について

(単位 : %)

区分	令和5年度	令和4年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.65	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.65	30.00
実質公債費比率	8.8	7.7	1.1	25.00	35.00
将来負担比率	18.8	14.8	4.0	350.00	

※実質赤字、連結実質赤字がない場合は、比率が算定されないため「—」で表示した。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを判断する比率である。

実質赤字比率の早期健全化基準は12.65%であるが、一般会計等の実質収支額は409,369千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計の赤字額や黒字額を合算し地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化して財政運営の悪化の度合いを判断する比率である。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は17.65%であるが、対象となる一般会計及び特別会計の合計の実質収支額は1,653,640千円の黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率である。

実質公債費比率は8.8%で、前年度と比較して1.1ポイント悪化しているが、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な状態である。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率である。

将来負担比率は18.8%で、前年度と比較して4.0ポイント悪化しているが、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っており、健全な状態である。

## 2. 資金不足比率について

(単位：%)

会計の名称	令和5年度	令和4年度	増 減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
旅客定期航路事業特別会計	—	—	—	
集落排水処理施設特別会計	—	—	—	

※資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示した。

資金不足比率は、公営企業会計及び特別会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に對してどの程度あるかを示す比率である。

本市における資金不足比率の対象となる会計は、公営企業会計では水道事業会計で、特別会計では、旅客定期航路事業特別会計及び集落排水処理施設特別会計の2会計である。

水道事業会計及び旅客定期航路事業特別会計並びに集落排水処理施設特別会計は、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

## 3. 監査委員の意見

### (1) 健全化判断比率

令和5年度の健全化判断比率において、本市の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字が発生していないため算定されないが、前年度と比べいずれも実質収支の黒字が減少している。また、実質公債費比率及び将来負担比率は、前年度と比べいずれも増加しているが、早期健全化措置が要求される基準値を下回っており、総合的に国が示す安全基準をクリアしている。

しかし、健全化判断比率は、あくまで財政状況を示す目安に過ぎず、早期健全化基準に近づかない財政運営を今後も推進していく必要がある。

将来にわたって健全で安定的な財政運営を維持できるようDX等の新たな手法を促進し、最も経済的で効果的な行政運営を図りながら、市民サービスの一層の向上と市政の発展に努められたい。

### (2) 資金不足比率

令和5年度の資金不足比率は、水道事業会計、旅客定期航路事業特別会計及び集落排水処理施設特別会計のいずれも資金不足が生じておらず、事業の経営資金は健全な状態である。引き続き、各事業の経営について健全性を維持するとともに、常にコスト意識を持ち経営の総点検を実施し、業務執行体制の見直しや合理化を進め、より効果的な経営に努められたい。